

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。） 63 条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和 2 年 9 月 1 日付けで行った法 63 条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

- 1 請求人は、請求外亡〇〇さんが生活保護を受ける前の平成 30 年 8 月から平成 31 年 3 月までの入院費等を立替え払いしていた。請求外亡〇〇さんが請求人に返すということで立替えした保護開始前の入院費は、被保護者の自立を助長するものであり、自立更生費として認められ、また、請求外〇〇さんの預金から請求人へ返済するのが法的には自然である。請求人が支払った葬祭費及び埋葬費についても控除されるべきである。
- 2 保護開始前の入院費は被保護者である請求外亡〇〇さんの自立を助長するためのものであり、請求外亡〇〇さんの預金から請求人に返済することは、生活保護手帳別冊問答集問 8 の 94 及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社初第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8・4・(3)・イが類推適用される法の精神を遵守した正しい処分である。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日      | 審議経過         |
|------------|--------------|
| 令和6年12月11日 | 諮問           |
| 令和7年 2月13日 | 審議（第97回第3部会） |
| 令和7年 3月11日 | 審議（第98回第3部会） |

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 法

ア 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

イ 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、被保護者は、すみやかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないとしている。

#### (2) 民法

民法882条及び896条により、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するとされている。

#### (3) 局長通知

局長通知第8・4・(3)は、貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行われることを確認した上、同・アないしウに掲げるものについて当該貸付資金によって得られた収入（医療費及び介護費貸付資金）から控除して収入認定することとし、同・イは、私人により貸し付けられたものについて、私人から絶対的扶養義務者を除くものとしている。

#### (4) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号。以下「課長通知」

という。)

ア 課長通知 1・(1)・柱書は、法 6 3 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとしている。

イ 同・ただし書は、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、同・①ないし⑥に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えないとし、同・④は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される限度として保護の実施機関が認めた額とするところ、同・(エ)は、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は自立更生の範囲には含まれないとしている。

(5) 「生活保護問答集について」(平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)

ア 問 8－9 5・(答)は、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められないとしている。

イ 問 1 3－1 0・(答)は、被保護者が、生存中、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、被保護者の生存中の保護費について法 6 3 条の規定による費用返還の問題が生じるが、この費用返還義務は相続人に承継されるとしている。

(6) 局長通知は、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準であり、課長通知は、同法 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。

## 2 本件処分についての検討

(1) 法 6 3 条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定めているところ、法 4 条 1 項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実を活用することができない等の理由で同条 3 項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実を活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであり(最高裁判所昭和

46年6月29日判決・最高裁判所民事判例集25巻4号650頁参照)、被保護者が死亡した場合、その生存中、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その費用返還義務は相続人に承継されることとなる(1・(2)及び(3)・イ)。

そして、法63条に基づく返還額の決定については、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られるものと解される(東京高等裁判所令和2年6月8日判決・判例タイムズ1478号31頁参照。以下「東京高判」という。)

- (2) これを本件についてみると、請求外亡〇〇さんは、保護開始前から入院しており、金銭管理は親族が行っていたものの、請求外亡〇〇さんが預金口座の暗証番号を失念し、入院中のため自ら変更手続きを行うことが困難で預金を引き出すことができず、親族による医療費の立替えも困難となったことから保護申請がなされ、保護の必要が急迫しているものとして保護されたものである。

保護開始時点において、請求外亡〇〇さんは、信用金庫の口座に75万1741円(普通預金44万8473円、定期預金30万3268円)、都市銀行の口座に1018円、〇〇銀行の口座に268万3324円の預金を保有していたこと、平成31年2月28日から同年(令和元年)12月7日までの間(以下「本件保護期間」という。)における年金収入額22万8839円のうち、端数調整後の認定月額合計額22万8836円があったことが認められる。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであるところ(1・(1)・ア)、「利用し得る資産」とは、現金等、直ちに現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であったり、その存否及び範囲が争われる等の理由により、直ちに現実に活用することが困難である資産も含まれるところ(東京高等裁判所平成22年3月23日判決)・裁判所ウェブサイト参照)、上記の預貯金、年金収入による資力は、本来、請求外亡〇〇さんの最低生活の維持のために活用されるべきものであり、その活用を要件として保護が実施されるものである

ことから、請求外亡〇〇さんは、上記資力を有するにもかかわらず保護を受けたものとして、保護金品に相当する金額（本件保護期間における保護費 389 万 7048 円のうち 366 万 4919 円。以下「本件返還対象額」という。）（別紙）の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還すべき義務を負うこととなるというべきである。

- (3) ところで、法 63 条に基づく費用の返還については、原則として、本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還対象とし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合は、一定の額を返還額から控除すること（以下「自立更生免除」という。）ができるものとされている（1・(3)・ア）。

ここでいう一定の額については、控除できる場合が限定されており（同・イ）、こうした取扱いは、資力がありながら、それを現金化するなどして即座に活用することができず、当面の生活費の支弁が困難であるなどの事情の下、支給を受けた保護費を生活費に当てた者を考えれば、その分だけ資産の減少を免れていることになるから、後に資力の現実の活用が可能になった場合には、原則として、支給を受けた保護費の全額の返還を求めるとともに、返還義務の一部又は全部を免除できる場合を例外的なものと位置付け、これを限定していることにも相応の理由があるものとされている（東京高判参照）。

請求人は、請求外亡〇〇さんの保護開始前の医療費は、被保護者の自立を助長するものであり、保護費の返還原資となるものであること、また、局長通知第 8・4・(3)において、貸付資金のうち被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還について、当該貸付を受けた者の収入から控除して認定するとされ、当該貸付に医療費貸付資金が含まれるとされていることから、請求人の保護開始前に係る医療費の自己負担相当額についても、請求外亡〇〇さんが有していた資力をもって請求人に対する当該立替金の返済が認められるべきであると主張する（第 3）。

しかし、自立更生免除は、被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合にできるものであるところ、当該被保護世帯に属する者は請求外亡〇〇さんのほかにはいないし、保護開始前に生じた債務に対する弁済は、公金である保護費をもって保護開始前に生じた債務を減額あるいは消滅させることを許容するとすれば、保護を受ける以

前の個々人によって異なる程度に営まれてきた生活まで保護費によって保障するのと同様の結果となり、地域住民との均衡や社会通念からしても容認されるものではない上、保護を要する状態となった時から将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障しようとする法の目的にも沿わないものといえ、保護を受けた者の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものとは認められず（１・(3)及び(4)・イ、東京地方裁判所令和３年５月２７日判決・LEX／DBインターネット文献番号２５６００４１９参照）、請求人が主張する当該保護開始前の医療費の立替金は、請求外亡〇〇さんの保護開始前の債務であることからしても、これを返還対象額から控除することは認められないというべきである。

また、局長通知は、貸付を受けた者の収入から償還額を控除して認定する取扱いにおいては、絶対的扶養義務者による貸付を除外しているのであるから（１・(3)）、当該立替金について、保護開始時に請求外亡〇〇さんが有していた預貯金及び本件保護期間中の年金収入から相当額を請求人への償還に充当したものとしてこれを控除して資力を認定することはできない。

その他、請求人が支払った葬祭扶助の差額分とされている葬祭費については、自立更生免除できるものに該当せず、他に返還対象額から控除すべき理由は見当たらないし、埋葬費については支払ったことが認められる証拠もない。

- (4) もっとも、本件返還対象額が医療扶助費相当額を含み多額に及ぶことは否めないが、本件保護は、請求外亡〇〇さんが資力を現実に活用することができず、入院治療中の最低生活の維持が困難となっていた状況において、申請に基づいて開始されたものであること、また、処分庁は、保護開始に当たり、請求外亡〇〇さんに対し、預貯金が引き出せるようになった場合には、法６３条に基づいて受けた金品に相当する金額の範囲内で返還を求める旨を説明していること、さらに、処分庁は、請求人ら親族に対し、暗証番号の変更手続を行うよう再三指導していたものの、手続がなされなかったこと、これらの事情を踏まえれば、本件返還対象額の全額について返還を求めることとした本件処分は、法令等の定めに従い適正になされたものであって、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用した違法があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 (略)